

## 令和5年白老町議会全員協議会会議録

令和5年3月15日（水曜日）

開 会 午後 1時15分

閉 会 午後 3時30分

---

### ○議事日程

1. 国民健康保険税条例の一部改正について
2. 病院改築に向けた取組状況について
3. 老健施設虐待認定案件の経過報告について

---

### ○会議に付した事件

1. 国民健康保険税条例の一部改正について
2. 病院改築に向けた取組状況について
3. 老健施設虐待認定案件の経過報告について

---

### ○出席議員（13名）

1番 久保一美君	2番 吉谷一孝君
3番 貳又聖規君	4番 佐藤雄大君
5番 西田祐子君	6番 前田博之君
7番 森哲也君	8番 大淵紀夫君
10番 小西秀延君	11番 及川保君
12番 長谷川かおり君	13番 氏家裕治君
14番 松田謙吾君	

---

### ○欠席議員（なし）

---

### ○説明のため出席した者の職氏名

町 長	大塩英男君
副 町 長	古俣博之君
副 町 長	竹田敏雄君
町 民 課 長	久保雅計君
町 民 課 主 査	田中智之君
政策推進課長	富川英孝君
政策推進主幹	温井雅樹君
政策推進主幹	熊谷智君
病 院 長	猪原達也君

病院事務長	村上弘光君
病院事務次長	菊池人氏君
建設課長	瀬賀重史君
総務課長	高尾利弘君
高齢者介護課長	山本康正君

---

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	本間力君
主査	八木橋直紀君

---

◎開会の宣告

○議長（松田謙吾君） ただいまより全員協議会を開会いたします。

（午後 1時15分）

---

○議長（松田謙吾君） 本日の全員協議会の案件は、「国民健康保険税条例の一部改正について」、「病院改築に向けた取組状況について」、「老健施設虐待認定案件の経過報告について」の3件であります。それぞれ担当課からの説明を行い、不明な点などの質疑を行ったあと、内容に対するご意見等がありましたら協議を行います。

それでは、1つ目の国民健康保険税条例の一部改正についての説明を求めます。

久保町民課長。

○町民課長（久保雅計君） それでは、本会議でお疲れのところ、全員協議会を開催いただきましてありがとうございます。これから国民健康保険税条例の一部改正について説明させていただきます。資料を御覧ください。令和4年12月23日付で国民健康保険税の課税限度額の引き上げが盛り込まれた令和5年度税制改正の大綱が閣議決定され、課税限度額を現在の102万円から2万円引き上げ104万円に改正するほか、減額の対象となる世帯の軽減判定所得のうち、5割軽減の対象が28万5,000円から29万円。2割軽減の対象が52万円から53万5,000円に引き上げることとしております。なお、令和4年につきましても、税制改正大綱により99万円から102万円となる課税限度額の引き上げが行われておりまして、こちらにつきましても全員協議会で諮らせていただいております。この内容に伴う保険税の課税限度額などを規定する地方税法施行令の一部を改正する政令が4月1日から施行となる予定でございますが、保険税の賦課期日は4月1日と定めており、前回の令和4年と同様に従前より課税限度額の引き上げ等につきましては専決処分に対応させていただいておりますので、今回の102万円から104万円の引き上げに関わる限度額等の条例改正につきましても、専決処分に対応させていただくものでございます。

なお、軽減措置の拡充に関する一部改正につきましても専決処分できませんので、施行日を遡った新年度の最初の議会に上程させていただきたいと考えております。

参考までに、別添の資料3番、改正内容②として軽減判定所得の引き上げについては説明を付記しております。それでは、国民健康保険税の課税限度額の引き上げの具体的な内容につきまして担当から説明させていただきます。

○議長（松田謙吾君） 田中町民課主査。

○町民課主査（田中智之君） 減度額引き上げの内容について説明させていただきます。資料の1ページ目、2番の改正内容①からであります。国民健康保険税は、基礎分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分と3区分の合計で成り立っております。そのうち今回の改正は、高齢者支援金等分を20万円から22万円に2万円増額。それに伴い合計額を102万円から104万円に2万円引き上げるといふものであります。

4番の対象世帯・影響額であります。本町における影響はこちらの表にありますが、令和4

年度当初賦課データから算出した結果で、後期高齢者支援金等分が6世帯10万円の国民健康保険税が調定額増として見込まれます。また、参考までに対象となる世帯数は31世帯、金額は61万5,000円が調定額減として見込まれます。

続きまして、5番、課税限度額引き上げに伴う世帯人員・課税区分別課税上限到達所得一覧ではありますが、こちらは一人世帯から4人世帯それぞれについて、どれくらい給料をもらってれば上限に達するかを表したものであります。一人世帯区分で説明いたしますと、高齢者支援金等課税額分については、給与収入が1,372万7,000円である方が3区分全て上限に達するということとなりますので、合計額の限度額104万円に該当してくるということとなります。

説明は以上でございます。

○議長（松田謙吾君） ただいま説明がありました、この件について特に確認しておく必要のある方はどうぞ。

5番、西田祐子議員。

○5番（西田祐子君） 今の説明であまりよく分からなかったのですが、2ページの4の対象世帯数、影響額と書いていますけど、51万5,000円を改正することによって額が減っている。つまり、目的は増やすために改正するのに減っているとなっているのは、それはいいのですか。

○議長（松田謙吾君） 久保町民課長。

○町民課長（久保雅計君） ただいまのご質問でございますが、4の対象世帯・影響額の一番上の後期高齢者支援金等課税額分を今回専決処分で改正させていただき、こちら6世帯10万円が上限額2万円上がることで増収となる部分の影響額が全部で10万円。また、軽減の所得が上がるということで5割軽減、2割軽減の対象が31世帯61万5,000円で、こちらが軽減とされます。そうしますと、10万円が増で61万6,000円が減となりますので、トータルで51万5,000円が減額になってしまうのですが、2万円上げる方の分の増収としては6世帯10万円となりますので、説明としては2つの改正があるものですから、まとめて説明資料として提示させていただいたところでございます。

○議長（松田謙吾君） 5番、西田祐子議員。

○5番（西田祐子君） 分からないのですが、やる意味はどこにあったのでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 久保町民課長。

○町民課長（久保雅計君） いわゆる課税限度額を引き上げるということは保険者にとって、言い方悪いですが不利ということになりますので、そうなりますと遡って適用というのではなくて、その時点で適用ということになりますので、2万円の引き上げについては専決処分でご提案させていただくということで、逆に軽減されるということは納税者の方、被保険者の方にとって有利な制度ということになりますので、そこは4月1日まで遡って適用ということになるので、法律自体の改正、税法の改正自体は4月1日時点ということになるので、納税者の方にとって有利なものとして不利という言い方がいいかどうか分かりませんが、そういうことで区分けして議会に提案させていただいているということでございます。

○議長（松田謙吾君） ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） なしと認めます。

これをもって国民健康保険税条例の一部改正についての協議を終了いたします。  
暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時25分

---

再開 午後 1時27分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

次に、病院改築に向けた取組状況についての説明を求めます。

大塩町長。

○町長（大塩英男君） 全員協議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。病院改築の基本設計終了以後、昨年11月中旬に町内3地区において病院改築説明会を開催いたしました。町民の皆様から災害や子育て世代への対応などさまざまな視点に配慮をした病院づくりにつきまして多数ご意見を頂戴いたしました。実施設計ではこれらのご意見や議員の皆様から出された点も考慮いたしまして、さきに作成した基本設計をたたき台として施行レベルでの設計を行ってまいりました。現在はこの実施設計を基に改築事業費の積算を行っていますが、これまでの物価上昇等の影響を受け、積算額は提案価格であります26億4,990万円を上回るものと想定をしております。また、工期につきましては、現在の社会情勢から建築資材の納期遅延等を理由に新病院の開院が令和6年5月から10月末に変更となる予定であり、新病院の開院を待ち望んでおります町民の皆様には大変ご迷惑をおかけすることとなり、申し訳ない気持ちでいっぱいであります。今後におきましては、コンストラクションマネジャーである健康都市活動支援機構の力を借りながら、まずは価格交渉に望み、建築事業費の折り合いをつけ、速やかに工事着手を進めると共に、引き続きスケジュール管理を徹底しながら新病院の開院に向けて全力で取り組んでまいります。

なお、実施設計の積算額と価格交渉の結果については改めて議会にご説明をさせていただく考えでございます。それでは、実施設計の概要と建替計画・工程表について担当者より説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 温井政策推進課主幹。

○政策推進課主幹（温井雅樹君） 実施設計の概要について、基本設計からの変更を中心に説明をさせていただきます。

それでは、1ページ目と2ページ目、外観と内観パーツ図でございます。基本設計から変更はなく、今同じものを掲載しております。1ページ目は病院を正面から見た外観パーツ、2ページ目は受付、会計待合の内観パーツとなっております。

3ページ目を御覧ください。設計概要であります。まず、左上の敷地概要でございますが、こちらは基本設計からの変更はございません。次にその下の建物概要であります。1階ピロティ内の諸室レイアウトの見直し等により、延床面積が基本設計時に比べて53,8平方メートル

ほど増えており、全部で7,005.18平方メートルとなっております。右側の構造概要でございますが、こちらも基本設計と変わらず、鉄筋コンクリート造りでかつ耐震構造の建物となっております。設備概要の電気設備でございますが、キュービクルは屋内タイプのものを採用して、非常用発電設備は灯油で72時間稼動するもの、また院内の照明ですが全館LEDタイプのもので採用しております。そのほかに放送設備とか監視カメラ、ICカード型の入退室管理設備などを整備する計画としております。次に空調設備でございますが、院内は冷暖房、全てビル用のマルチエアコンとなっております。またスロープの部分ですがロードヒーティングを採用しております、こちらは灯油たきの温水器を使います。次に衛生設備ですが、給水は受水槽からとしまして、給湯は灯油たきの温水器とガス給湯器を併用して使います。また、衛生器具は自動水栓、節水タイプのもので採用しております。その次、搬送設備ですが、荷重は1,000キログラム、定員15名乗りのエレベーターを3基用意しまして、2台は来客者用、1台はサービス用として運用します。最後に災害時の対応でございますが、3日分のライフライン断絶に対応できる設備規模としまして、津波避難に対しては屋外階段、手すり、非常用照明、備蓄庫など避難に必要な機能を整備する計画としております。

次に4ページ目を御覧ください。配置図となっております。まず、基本設計から変更した点でございますが、敷地内の車両通行の安全性から東側、この図で見ますと右上のところなのですが、東側サブ出入口を救急車専用入口に変更したことと、視覚障がい者への配慮からピロティの中を東西に突き抜けるバス専用レーンの南側に点字ブロックの歩道を設置したことが主な変更点でございます。そのほか車両動線とか歩行者動線、駐車場計画については記載のとおりでございます。また、この病院改築事業とは別に敷地内に太陽光パネルの設備と病院周辺歩道のバリアフリー化を予定しております。太陽光パネルの設置場所は消防活動スペースの西側、左下のところですがそちらに用意しており、バリアフリー化する歩道は、東、西、南側の3本の町道を計画しております。

続いて5ページ目を御覧ください。まず1階の平面図です。基本設計からの主な変更点ですが、左上の屋外駐車場の駐車枠3台分を一般の駐車枠からおもいやり駐車場の幅に変更したほか、昨年9月16日開催の全員協議会でのご意見を受けまして、真ん中にあるバス、車寄せスペースの駐車枠を一般車両1台分増設しております。また、車寄せスペースの拡張に伴いまして、広がった水密区画、水色の部分ですが、そこに車椅子置き場を追加するなど、総室レイアウトの一部も見直しております。そのほかピロティの入口付近、左側の部分に駐輪場を設け、郵便ポストを設置する箇所、そういった設備も想定して計画しております。そのほかに冬季間や夜間の災害に備えて右上の屋外階段に手すりとか非常用照明等を追加しております。

次に6ページを御覧ください。2階の平面図であります。こちらの基本設計からの主な変更点であります。町民説明会での意見を受けまして、小児診療室の前にキッズスペースを設けるほか、中央部にある多機能トイレにベビーベッドや男女の個室のトイレにベビーキープを追加しております。また、2階から3階につながる屋外階段ですが、自由に出入りできないように非常時のみ解除できる扉を設置しております。また、避難スペースとなるエントランスデッ

キにも非常用照明とかコンセント等を追加しております。

次に7ページを御覧ください。3階の平面図であります。こちらは基本設計からの主な変更点はございませんが、病室、療養室の面積につきましては、法的基準を満たす面積を十分確保しており、また入所者の感染対策としては陰圧装置を備えた特別室、リハビリ事務室の隣側を用意しているほか、火災対策としましては救助袋を設置するなど災害時の安全に配慮した計画としております。

次に8ページを御覧ください。4階の平面図であります。基本設計からの変更点ですが、機械室の面積が少し増えております。こちらは電気設備の詳細が固まったということで、それに合わせて大きさを若干変更したものでございます。そのほか変更点はございません。

次に9ページから10ページ、6の立面図と11ページ、7の断面図ですが、基本設計時からは特段変更点はございませんので、ここでの説明は割愛させていただきます。

以上、私からは実施設計書における基本設計からの主な変更点について説明を終わります。

○議長（松田謙吾君） 富川政策推進課長。

○政策推進課長（富川英孝君） 私からは12ページ、建替計画と工程表についてご説明をさせていただきます。

まず（1）建替計画でございます。記載のとおりステップゼロからステップ5までの6段階の工程を経て改築を進めてまいりたいと考えてございます。左から右に動きますが、ステップゼロが現況で、ステップ1の水色の部分が準備工事で医師住宅の解体等となっております。そのあとステップ2で本体工事、水色とピンクの部分に工事が入ってまいります。左下ステップ3が、本体工事終了後、解体工事、既存の黄色い部分を解体していくという状況でございます。そののちステップ4に外構工事、それを経てステップ5の完成ということで、本格全面運用となっております。その間、それぞれの工程においては、各通院される方、あるいは職員の皆さんに駐車場の随時変更をお願いする状況がありますけれども、こういった工程を行いながら完成に向けて進めてまいりたいと考えてございます。それから、下の段の（2）工程表の説明に入らせていただいております。まず、令和5年3月ということで、現在まで緑色の実施設計の部分に至っております。本日補正予算もしていただきましたが、病院の債務負担行為議決いただいたところでございますが、大塩町長からもお話ありましたとおり、物価上昇、それから納期の延長、なかなか資材等が納まりづらいということもあって、当初の予定と変わりました。この4月以降、価格交渉に一月程度準備をさせていただきたいと思っております。価格交渉を終えた後にくいの発注とかを含めての準備工事となっております。現在のところ、くい発注から納品までが約3か月ないし4か月かかるということで、その間が準備工事の期間になってしまう状況になってございます。それを終えまして、8月以降に本体工事です。来年9月頃までかかる見通しになってございます。今回、冒頭の価格交渉、あるいはくい納期の遅れで、冬の工事にかかる期間が多くなってございますので、本体工事も14か月程度要する見込みで、少し開院の時期をずらさざるを得ないという状況になってございます。9月までに建物が建ち終わったあと、10月以降開設準備で引越しとか新病院に対する病院のオペレーションの訓練等

を行いながら、おおむね10月中に一部運用を開始して、それ以降に右側のピンクの部分になりますけれども、既存病院の解体、それから外構工事に入りたいと。それで、令和7年の10月頃までには全てを終えて全面運用をしていくとになってございます。こういった価格交渉、あるいはくい納期を含めて、おおむね半年程度開院の時期がずれる見込みとになってございます。

私からは以上でございます。

○議長（松田謙吾君） ただいま説明がありました。この件について特に確認しておく必要のある方はどうぞ。

5番、西田祐子議員。

○5番（西田祐子君） 説明ありがとうございます。12ページの工事と解体、外構工事一部運用することになっていたのですけれども、今の説明の中で一部運用をしているというのは、どの程度のことを考えていらっしゃるのか、それと患者さんはその間駐車場はどうされるのか説明していただければと思います。

○議長（松田謙吾君） 富川政策推進課長。

○政策推進課長（富川英孝君） 一部運用、病院自体は開院させていただくのですが、その間来院者の駐車場は敷地内なるべく納めることを想定しております。一旦は既存病院の西側、ステップ3の図面でいいますと黄色い既存病院の西側のほうの元々医師住宅のあったところを来院者の駐車場としてできるだけ使っていただく。職員は周辺の町有地とか町有施設、そういった駐車場を使いながら来院者優先にして駐車場は使っていただくことを想定してございます。

○議長（松田謙吾君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

それでは、ご意見等はございますか。ある方はどうぞ。

12番、長谷川かおり議員。

○12番（長谷川かおり君） 6ページの外来の多機能トイレについてお伺いします。多機能トイレというのは赤ちゃんが使ったりとか高齢者の方が使ったりとか、あとはパウチとか使っている方もいらっしゃいます。いろんな方が集中するところでもありまして、その中で高齢者の方、車椅子で来られる方がたくさんいらっしゃいますけれども、ベッドの上でないとおむつ交換ができない方もいらっしゃると思うのです。ここにベビーシートがあるのですけれども、高齢者の方がおむつを交換できるスペースが確保されていないので、そこを検討していただきたいと思います。それとここを使ってしまうと、おむつを交換したい方とかトイレに行きたい人がいても使えなくなりますので、一般のトイレも車椅子の方が使えるように工夫していただきたい。院内を移動するのは車椅子でしかできなくても、トイレで手すりがあったら立ってトイレに座って排せつすることはできるのです。車椅子を介助してトイレのドアのところまで行けるスペースをしっかりと確保していただきたい。トイレで何かあったときに、ストレッチャーも入るように設計はされていると思うのですけれども、ドアの開閉とかスペースをもう少し考えていただきたいです。そのような意見というのは、現場から入ってこなかったのでしょうか。



○議長（松田謙吾君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） トイレに関するご質問であります。先ほど言った高齢者のオムツを換えることにつきましては現場からはなかったのですが、ストレッチャーの入るスペースにつきましては現場から入っております、トイレとか鏡とかいろいろ向き等につきましても配慮した構造にはなっております。高齢者のオムツの関係につきましては、持ち帰って担当課とも協議をさせていただきたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） ほかありませんか。

5番、西田祐子議員。

○5番（西田祐子君） 入院のほうで、これで見ましたら個室と4人部屋とあるのですが、町立病院では小児科は入院できるのでしょうか。以前、小さいお子さんがいる親御さんから町立病院は、赤ちゃんが泣いたり騒いだりするとほかの患者さんに迷惑をかけるということもあって、お子さんも入院できると考えるのであれば、1つか2つどこか防音がきちんとできて、ほかの患者さんに迷惑をかけないものになっているのかどうか。本当は隔離できるといいのかもしれないんですがそうはいかないと思うので、その辺をぜひ考えていただければと思います。

○議長（松田謙吾君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） 新病棟の構造ですが、内科、整形外科、小児科という外来を考えてございます。ただ、病棟につきましては、現在主流は内科の患者さんでございまして、スペース的には小児科の患者さんは入れないことではないのですが、防音とか部屋の配慮というのは今の構造上ではなっていないということでございます。ただ、議員おっしゃったように小児科を標榜する当院の将来の考え方を考慮すると、入院患者を入れる、また医師の配置もそうですし、将来的にそういった部分も、今の改築の中では残念ながらその辺りは配慮していないのですが、将来的な考え方としては常勤医師の配置と共に考える必要はあるということで参考にさせていただきたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって、病院改築に向けた取組状況についての協議を終了いたします。

休憩 午後13時49分

---

再開 午後13時52分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

次に、老健施設虐待認定案件の経過報告についての説明を求めます。

大塩町長。

○町長（大塩英男君） 引き続きのお時間をいただきまして誠にありがとうございます。

老人保健施設虐待認定案件について全員協議会の開催に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。昨年11月に町立介護老人保健施設きたこぶしにおいて不適切な身体拘束などの虐待が行

われていたことに対し、北海道から行政指導を受けたことにつきまして、入所者やご家族の皆様大変ご迷惑をおかけし、施設に対する信頼を損なう事態となったことに対しまして改めてお詫びを申し上げます。12月開催の議会全員協議会においてご説明しましたとおり、施設は現在、施設内の組織体制の再編、施設独自の施設虐待防止マニュアルの策定と虐待防止委員会の設立、職員教育として職員研修の定期的な開催と参加の徹底を改善目標に掲げ、施設長以下職員が再発防止に向けて取り組んでいるところでございます。町といたしましても、二度とこのような不祥事を起こさないよう、施設側の改善に向けた取組をあと押しして、信頼回復に努めてまいりたいと考えております。本日は施設の現状と改善に向けた取組の状況について担当よりご説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（松田謙吾君） 猪原病院院長。

○町立病院院長（猪原達也君） 白老町立介護老人保健施設きたこぶし施設長の猪原です。平素より施設の運営に対して格別のご理解とご協力を賜り心よりお礼を申し上げます。昨年末の施設の高齢者虐待認定に伴う改善勧告及び行政指導にあたっては、町議会議員の皆様、町民の皆様にも多大なご心配とご迷惑をおかけする事態を心よりお詫び申し上げます。先ほど町長のご挨拶にもありましたが、施設は現在改善に向けて高齢者虐待防止委員会に外部委員を招き、職員教育に慢心する一方、施設長、事務長に加えて病院看護師長を兼務させるなど、組織の改編を行い、老人保健施設職員だけではなく、町立病院職員も一体となって改善に向けて取り組んでおります。一方、施設としての当面の課題となっているのが、入所者数の確保であります。今後本格的な施設の改築と介護医療院への転換を目前とした時期において、新たな入所者数の確保が進んでいないということは、将来の施設運営における危機とも捉えておりますので、施設長である私が先頭に立って施設の改善と共に入所者の早期確保に取り組んでまいります。

最後になりますが、このたびの不祥事より施設に対する信頼を著しく失墜させたこと、町民の皆様や職員に対してご迷惑をおかけしたことを今一度深くお詫び申し上げるとともに、二度とこのような不祥事を起こさないように、施設職員一丸となって信頼回復に努めてまいりますので、町議会皆様のご支援とご協力について何卒よろしくお願い申し上げます。

○議長（松田謙吾君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） 昨年12月12日の議会全員協議会において報告させていただいた、きたこぶしの虐待認定案件につきまして3か月を経過したところでございます。その後の経過報告につきまして、お手元の資料に基づいてご報告させていただきます。

まず、1枚目の老人保健施設虐待認定案件の経過報告についてであります。1、虐待認定以降の施設の現状を御覧ください。（1）入所者数でございます。本日3月15日現在の入所者数は5名。平均要介護度は1.7となっております。昨年10月1日付、虐待事件直前の入所者数が12名。平均要介護度2.47でしたので、事件前から7名の減少となっております。

次に、（2）入退所者数の状況であります。11月4日に高齢者虐待法に基づく虐待認定が町よりあったわけですが、当初虐待認定に伴う措置退所者が4名とご報告しておりました。その後1名増えて5名の方が虐待認定に伴う措置対象として退所されてございます。そのほかの4名

の方々には元々ほかの介護施設移動までの待機者の方で、次の施設決定に伴い退所された方でございます。合わせて合計9名の方が退所されましたが、病棟から新たに2名の方が入所されていますので、差引き7名の減少でございます。

次に、(3)職員数の状況でございます。3月1日現在14名で、内訳は看護師3名、介護士10名、その他職員が管理栄養士1名となっております。虐待事件の直前の昨年11月1日付職員数が15名となっております。看護師3名、介護士10名、その他職員が2名は、管理栄養士1名と運動器リハビリテーション対応の機能訓練士1名となっております。

次に、(4)職員の入退職の状況でございます。職員数は事件前後で1名減となっておりますが、11月1日から3月15日の間で職員退職と採用に加えて病院会計との人事異動がございました。まず退職者は5名です。看護師3名全員、介護士2名合わせて5名の退職となっております。続いて採用者は介護士2名で退職者の補充ができています。続いて12月1日付の人事異動にて病院会計から老健会計へ介護士3名の異動を行い、看護師の補充ができています。また、同時に運動器リハ対応の機能訓練士1名を老健会計から病院会計を異動させたことで、全体の職員数としては14名、事件前と比較して1名減となっております。なお、運動器リハ対応の機能訓練士1名を病院会計に異動させましたが、新たに作業療法士1名を病院会計と老健会計の兼務発令を行いました。また、施設利用者のリハビリ対応を兼務の作業療法士が実施してございますので、介護報酬的にも職員数の部分においても事件前後で変わりのない状況となっております。また、今回の事件におきまして施設長と事務長、事務次長の施設管理者と管理職員3名、病院会計と老健会計を兼務していることで、施設現場の問題発見や把握が遅れた要因というお声をいただいたので、12月1日付で病院の事務次長を老健施設の虐待事案に伴う改善担当として老健施設を主体に従事させております。町側から病院勤務経験者1名を応援職員として配置していただき、施設現場に広く管理職員の目が届く体制強化に努めたところでございます。

次に、(5)介護報酬影響額でございます。最初に①入所者減少数に伴う影響額でございます。入所者がこの事件前後5か月間に7名減少したことに対する介護報酬への影響額でございます。事件の発覚した10月前後は12名入所者がおりましたので、12名の介護報酬分は保険負担、自己負担分を合わせて1か月分約430万円の報酬でございます。11月以降については5名になりましたので、月平均すると約150万円の介護報酬でございます。10月と比較すると約280万円の減。率にすると約65%の減少となっております。なお、11月から3月までの5か月間、約1,400万円の収入減という状況です。次に②介護保険法に伴う勧告を12月に道から受けており、勧告を受けたことによる介護サービス費の減算対象額でございます。この減算対象となる期間ですが、勧告を受けた翌月を起算することとなっております。12月に勧告を受けましたので翌月となる1月の介護報酬から3か月間の減算となります。今回減算となる介護報酬加算については2件ありまして、1件目は身体拘束未実施減算、3か月間の合計額が約35万1,000円。2件目が施設安全管理体制未実施減算、これは起算月となる1月分、1か月分の減算となり約7,000円。1件目と2件目を合わせて約35万8,000円でございます。

次に入所者ご本人、ご家族の状況でございます。現在5名いる入所者のうち3名の方は、11月から12月当初入所された多くの仲間の方が退所されたことや、職員の体制が一気に変更となったことに伴い不安を訴える状況となり、ご本人のケアやご家族への連絡等が欠かせない状況です。現在は大変少ない入所者数で、入所者の方、ご家族の方ともに現在の施設体制への信頼を少しずつですが、いただいていたものと思っております。ただし、現状の入所者が5名で、令和5年度の老健施設特別会計予算の積算根拠としている1日平均入院患者数19.01名とはかなり乖離している現状にて、一刻も早い入所者の確保が必要と捉えてございます。今後施設の改善と同時に、施設の経営改善も早急な課題と捉えてございます。

以上施設の現状となっております。

続きまして、2、虐待認定以降の改善に向けての取組でございます。令和4年度から5年度、虐待認定以降の改善に向けての取組についての資料を御覧ください。11月4日、高齢者虐待法に基づく虐待認定を町より受けた以降、これまでの施設の取組と今後令和5年度までの予定を記載してございます。12月12日議会全員協議会において虐待事件について報告し、同日老健施設運営委員会と16日に開催した今年度1回目となる身体拘束廃止委員会において、この議会全員協議会の内容報告と議事録を配付しております。また、1回目となる身体拘束廃止委員会の内容でございますが、身体拘束のあった内容を報告し、職員全員が身体拘束に至った要因や当時の状況等の確認、高齢者虐待防止のための指針を作成することについて確認をいたしました。高齢者虐待防止における職員の意識や認知度を今一度調査するため、職員対象のチェックリストについて確認してございます。なお、この職員対象のチェックリストにつきましては、12月末から1月上旬に配付してございます。12月26日月曜日には外部調査として、道と町による2回目の施設の立入検査となる再監査が入りました。2回目の再監査につきましては、退職者1名を加えた在職者、職員全員との2回目の面談。また、日誌等書類の確認をしてございます。

次に1月でございます。1月18日、1回目となる身体拘束廃止研修と高齢者虐待防止研修を内部講師により実施いたしました。また24日には1回目となる医療事故防止研修、31日には職員接遇研修を実施しております。特にお伝えしたい内容として、18日の身体拘束廃止研修と高齢者虐待防止研修においては、完成した虐待防止のための指針の内容確認、これを職員全員で研修をいたしました。さきに実施した職員対象のチェックリストの結果、こちらを公表しまして職員の虐待に関する意識と認知度について職員全員で考察したところでございます。このチェックリストの結果の概要を若干お伝えしますと、カーテンを開けたまま排せつケアをするなど、プライバシーの配慮に欠けたケアをしていたと答えた職員。職場内でのコミュニケーションが取りにくく周囲に相談ができないと答えた職員。ほかのスタッフがしているケアに問題があると感じると答えた職員についてそれぞれ約半数いたということが分かりました。この半数の職員が回答した特に3件の内容については、現在施設の介護現場における喫緊の課題であると施設長以下改めて強く認識し、今後の職員教育や管理監督者として特に配慮していく必要性があると捉えております。

なお、20日にはこれらの改善内容と今後の計画をまとめて道へ報告書を提出しております。

次に2月であります。1日に道と町による3回目の施設への立入検査となる再監査が入っております。3回目の再監査の内容につきましては、既に退職した3名、看護師2名、介護士1名と在籍する職員全体の面談を行ってございます。27日には新たに決定した外部委員1名をお招きして1回目の高齢者虐待防止研修を実施したところでございます。

なお、この外部委員の方は、町内介護施設において施設長等を歴任されている方で、施設における研修講師としてもお願いしたところでございます。

次に3月であります。6日に現在の改善状況と方向性について事務長が出向き、保健所に説明と報告を終えてございます。保健所からは現在の改善状況について一定の評価をいただいたこと、また減算となる介護報酬加算についても現状押さえている金額、先ほど約38万円とお伝えしていますが、これをまずベースとして検討していることで確認しております。あくまでも確認でございますので、今後道からの立入検査とか、最終的にこれで確定するかどうかはこれからの話でございます。

なお、資料の2枚目以降でございますが、令和5年度までの今後の施設の予定となっております。あさって17日には外部委員を講師として招き、2回目となる身体拘束廃止・虐待防止委員会と研修会を開催する予定です。

最後にこの3か月間における虐待事案の調査状況及び警察による捜査の状況についてご報告をさせていただきます。道と町による3回目の立入検査の結果でございますが、具体的に虐待を行った職員の特定ができなかったことに加えて、施設全体の施設長以下管理職員、これは我々も入ります。施設職員全体について虐待に関する認識不足や意識の低さについて指摘を受けてございます。このことは職員面談結果、また施設の日誌等記録する様式の記載方法などから報告されてございます。

警察の捜査の状況でございます。警察による施設の捜査や施設職員への聞き取り調査については12月中旬頃から本格的に始まりました。年明け一旦中断したのですが、また近日中に施設職員への聞き取り調査を再開するとのことでございます。ほぼ8割の職員の聞き取り調査を終えたところでありますが、虐待に関する容疑者の特定には至っていないとの情報でございます。これらの結果を受けて施設側として、このたびの虐待事案の本質について職員の虐待に関する認識不足や認識の低さが招いた結果で、施設全体、組織全体の意識改革と現場職員の介護に関する知識やスキルの向上が必要と判断してございます。

また、先日実施した職員対象のチェックリスト結果にもあるように、職場内におけるコミュニケーションの欠如とも言える上司や同僚間においてお互いに意見や指摘がしにくい環境にあったことも一応捉えてございます。今後、道や町への改善報告の提出や内容はもちろんのこと、職員の指導、教育については時間をかけてしっかり実施してまいります。

以上説明を終わらせていただきます。

○議長（松田謙吾君） ただいま説明がありましたが、この件について特に確認をしておく必要のある方はどうぞ。

3番、貳又聖規議員。

○3番（貳又聖規君） 3番、貳又です。まず、きたこぶしの虐待認定以降の改善に向けての取組内容について説明を受けましたが、今回の説明資料を見るなど何度か説明を聞くに当たって、やはり被害者の皆様の心がかなり傷ついておりますし命の問題であります。それから、町民の信頼を失墜しているということでもとても重い内容であるものの、いつ研修をやったとか淡々と説明され、私の捉えとしては何か事務的な、非常に心を感じないような説明だと受け止めました。町民の皆さんの信頼を回復するためにも、これはもちろん早急に決着をつけるべきものであり、その責務というのは、これはもちろんまちにあるわけでございます。そういうことから、何点かお聞かせいただきたいと思えます。

1点目ですが、現在に至るまで被害者や被害者家族に対しまして、町はどのような説明や謝罪をしておられるのかが1つです。今後、皆様に対する説明責任をどこまで町は認識されているのか。

2点目、退職者が5名いるということですが、実際に退職した中で警察が入っても特定できていないということですから、加害者がいるかどうかということは、とても気になる場所ですから、特定はできていないのでしょうかけれども、あえて質問をさせていただきます。

また、5名の方が退職した時期。これは非常に大切な問題だと思うのです。虐待問題が公表されたのは12月7日ですから、疑うわけではありませんが、質問いたします。

3点目、前町長と施設長、事務長は管理監督責任で町長は減給で20%1か月、施設長は10%2か月、事務長は同1か月とされておりますが、介護保険法に基づくこの減算期間、ペナルティーはいつまでとなるのか。この減給問題については何を言いたいのかということ、まだ減算期間がずっと続くようであれば、それは監督者責任として1か月ということではなくて、しっかりと改善されるまで責任を持つべきではないのかという思いがありますので、その辺も聞かせていただきます。

それから4点目。事件の原因究明と加害者の特定。これは警察に今いろいろと調べていただいているというご報告がありましたが、まちとしてどのようになっているのか。まちとしてみると、第三者委員会や懲罰委員会、こういったものを設置できますよ。なぜそれらが行われておらず警察任せにするのでしょうか。そして、今回の不適切な身体拘束や暴言など、しっかり調査結果として町民の皆さんにも示す。そして我々議員にも示す必要があると思うのです。ただ、今の報告を聞きますと、職員の皆さんの全体の連帯責任というか、意識が低いとかということではありますが、その中においてもコミュニケーションが取れないという問題は、職員個々の問題ではなく、組織を管理するところがしっかりしていないからこういう問題が起きていると思いますので、組織としての問題点や詳細、身体拘束や暴言等、そういったことをしっかりと公表する。その覚悟が私は必要だと思いますがいかがでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時18分

---

再開 午後 2時34分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） 貳又議員のご質問にお答えいたします。1点目の被害者の方に対する施設としてのこれまでの説明またお詫びも含めてこの3か月間してきたかということなのですが、施設からはまだ何もしていない状況でございます。こちらについては施設として何をしていたのだというお叱りの声が私どもにも届いてございます。我々も決してこれをしないとか先延ばしにしてきたことではなくて、まずご質問にあるとおり、我々のほうでこの被害者の方に説明なりお詫びがないのかと言われる方も当然いらっしゃいます。被害者の方とご家族といろいろ話をした中で、正直我々の顔も見たくない、事件のことも振り返りたくないという方もいらっしゃいました。また、ご家族の中にはこういった経過説明もいいけど、まず実際に虐待を行った人間を早く捕まえてほしいとか、コロナ禍でありますので面会を早くさせてほしいと。状況を説明する前にまず利用者の状況を家族が見たい、確認したいという声があったのも事実でございます。なかなかそういった声を1件1件、また警察の調べも入っている中で全ての声にお答えできるようなものが施設として持ち合わせていなかったと、今となっては言い訳になりますが、そのような状況でございます。今後、施設としてどのように対応していくか、こちらも施設で検討はしているのですが、まず先ほども申し上げたとおりいろいろな声をいただいている中で、退所された方もいますし、入所された方もいて、これらの方全員に共通した対応はなかなか難しいところがございます。各声に届くような対応、一人一人個別の対応することも今後何か形となって必要なかと検討はしてございます。

2点目、退職者5名のお話でございます。10月上旬に事件があり、退職願は10月上旬から11月にかけてそれぞれ出てきておりまして、退職した時期につきましては、11月末で2名、12月上旬に2名、12月末に1名、それぞれ異なる時期に退職をしてございまして、退職者5名、全て会計年度任用職員でございます。現場の職員ということで、退職届を受理するに当たって現場責任についてもかなりいろいろ議論にはなりました。ただし、退職者5名の中には日勤者、夜勤者それぞれ入っておりまして、夜勤者については日勤の勤務状況が正直分からなかったという状況もあり、なかなか施設全体を掌握する責任が問えないところがあったと。聞き取りをした中で5人の責任というのは難しいのかと。やはりそうすると、先ほどあったように、施設の職員を指導していた管理、監督者、施設長以下事務長また事務次長の責任が大きかったのではないかと我々としては思っております。それと、減算の時期がいつまでということで、保健所にまず1回ペナルティーを受けると3か月間は減算になる決まりでございます。貳又議員が心配されていた4月、5月今後延びていったらと懸念されていると思うのですが、現在北海道に確認をしている中では、3か月間で終わるだろうと捉えてございます。ただ、まだこの3か月間で完了と、事件が完結とは正式にはいただけないものですから、答弁としてはそこまでということでお答えしたいと思っております。それと、事件の当事者の特定、第3者委員会、懲罰委員会の設置の話もございました。今回、先ほど申し上げたとおり、虐待をほかの施設のようにこの人が行ったとか、この人が暴言を吐いた。なかなか特定の利用者に誰が行っ

たかという記録上、書類上の証拠では今回出てこなかった。そういったところは職員からの証言でしか掴めない。証言だけでは判断はできないという言葉もいただいております、これは今回特に身体拘束をしていたと。3点柵、4点柵を利用者に対していたということが今回問われております、身体拘束をしたらだめだということではないのですけれども、適正な事務的なことを怠っていた。それは管理者も監督者も現場の職員も全員がそういう認識をしていなかったというものですから、誰かと特定することではなく、施設全体として虐待に関する意識の認知がされていなかったと捉えてございます。

最後の調査結果を公表ということでございます。全体的に組織としてこういった部分が伴っていません。組織として職員の研修を行って改善に向かっていくと。職員教育を中心にしていくところですが、公表は道とか監督署に改善結果を出して、これに従わない悪質な施設については公表の基準があるということでございます。ただ、うちの今の状況は、保健所にはまず1回改善をいたしますと、施設として取り組んでいきますという姿勢を見せて、それを今のところ認めていただいているというものですから、なかなか監督署からもそういった公表がないことを踏まえると、施設として公表をどうするかは今後考える余地はあると捉えております。

○議長（松田謙吾君） 古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） 事務長から質問の内容に沿ってあったのですが、今回の虐待事件、これまで町の監査、道の監査含めて、そこで行われた聞き取り調査の結果を私なりに分析する中で、町全体として要因をどのように捉えたかというのは、今事務長の話にもあるように、本当にこれは設置者である私たち理事者、管理監督を現場で行っている管理者、組織的な意味での介護者に対するしっかりとした研修がされていないがゆえの知識不足とか技術不足、そのようなことが大きな要因になったということが改めて明らかになったということでございます。

組織としては、この状況においてまずは何をするべきなのかから始めてきたのが正直なところで、少しでも今言ったような虐待を引き起こす要因に力をつけていかないと、ということで、町としても今第三者の人材、専門家を入れながらその対応を取ってございます。公表の仕方については今事務長からあったように、道の対応として明らかな公表はそれなりのやり方があるかと思っておりますけれども、この事件を風化させないためにも、これからどういう形にして皆さんに改善の様子とか、そういうものをどう知らせていくべきなのか、老健施設きたこぶしのありようについては、町民の皆さんや議員の皆様方を含めて明らかにしていかなければならない案件だと町としては考えております。

今回の事件の究明は、今言った要因は何かということでは内部でかなりの話をしながら、町の監査、道からの監査含めて、それらを基にしながら究明に向けてしてきたつもりです。まだまだ足りないところがあると思っていますし、町としては今回の事件を重く受け止めて懲罰委員会については何度かやりながら、実際的な処分を出しております。これが今後また必要にならなければいいなと正直なところと思っていますけれども、道の結果もまだ出ていませんし、警察のほうの結果も出ていませんので、それを踏まえまして今後考えていかなければならないことだと思っております。



○議長（松田謙吾君） 3番、貳又聖規議員。

○3番（貳又聖規君） 答弁いただいておりますが、意見としてですが、まず私は1点目については施設としてのお話ししかなくて、町全体の問題だと捉えております。これはきたこぶしだけの問題ではなくて町立病院もそう。そして福祉行政に携わる方々、高齢者介護課や関係者皆さんのモチベーションを下げてしまいます。答弁があった中でいくと、被害者の方々に謝罪もされていない、何もしていないという答弁が行われる事態、私何度も言いますが、本当に人の心とは何なのか、人の命、町民の命は何なのかと、非常に悲しく聞かせていただきました。その部分から、施設としてということではなくて、まちとしてということで意見を述べますが、私達も新型コロナウイルスの脅威にさらされておりましたが、2020年5月に北秋田市の市長、副市長それから教育長も6月の期末手当を全額カットしているのです。それは市民の皆様の生活のために充てるということをしているのです。今日大塩町長のお話の中にもありましたが、病院は私たちの白老町の一番重要課題です。人口減少のある中で、これをいかによいものにしていくかというところなんです。そういう思いから3点目にも質問しておりますが、管理・監督者責任の部分は、私たち一般質問なり議場でいろいろ。事務長そして最終答弁は副町長されているのです。だけれども、その部分は町の条例やルール上言及できない。やはりそこは町長だけではなくて皆さんで連帯責任を持ってきたこぶしの虐待問題に取り組むのだということの覚悟の見せ方というのがあると思うのです。これは民間の医療機関であれば経営破たんです。そして、その中であって、退職者の5名の方々、10月から12月に退職されています。この方々、ボーナスだって出ているはずなんです。もしもこの方々が加害者ということになると、給与返してもらえないですよ。もしも加害者として特定された場合にそういう責任が出てくるはずなんです。これも指摘をさせていただきます。

それから、冒頭事務長から経営を改善しなければならないとか、副町長の答弁でいくと研修不足だったとか風化させてはならないという話なのですが、私が議員になってからずっとこういう問題が続いています。というのは、きたこぶしのこの問題が出る前から、町民の皆さんからは町立病院に対する苦情がたくさん届いています。インフルエンザの予防接種を受けた町民の方が看護師さんに言われた言葉は、「あなた普段苦小牧の病院に行っているのになぜこんなときだけ町立病院に来るのか。」とか、「頭痛いだけで救急車呼んだのか。」とかそういったことがあるのです。皆さん知っているはずなんです。たくさん町民の皆さん言っています。ですから、町民も町立病院離れするわけです。これは今始まった問題ではなくて、ずっと続いている問題です。その中であって、答弁は経営の改善が問題だとかそんなことをおっしゃいますけど、私はそれであれば経営改善のプロをしっかりと組織に入れる。

そして研修について。外部の講師を連れてきて研修を単発的にしています。だけどそうではないのです。日々常に待遇が悪い職員の方に対してしっかりと病院の中で目を光らせる方、そういう方がいらっしゃらないといつまでたっても改善はできません。私はそれが大事なことだと思うのです。ですから、最初に言った今までの取組の経緯の中で研修をやりましたとかそんなことで解決される話ではないのです。そして私非常に悲しかったのは、研修不足ということ

でいったら、この医療従事者の方々は命、健康を預かる方々です。そんなことは、こんな研修を受けなくても日々アンテナを巡らせて自分で自己研修するのではありませんか。そういうような職員しかいないということなのですか。普通であれば、そういう知識、スキルを持った方々がいるはずです。では、何故それができていないかという、組織自体が甘く見られているということではないですか。要は従事されている方々は、公務員並みの給料をもらえるから、給料をもらえるだけでいいと。けども、命をかけて私たち町民の皆さんのことを守りますというところがどこかなくなっているのではないかと思うのです。というのが私の意見です。

○議長（松田謙吾君） 古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） 貳又議員のご意見は、しっかりと受け止めたいと思います。

1点目の謝罪の件につきましては、この案件が発覚した時点でご本人、ご家族の皆さん含めまして院長、事務長、私も入る部分もありながら実情とお詫びを申し上げてきました。その後の経過を先ほど事務長が言ったようなケア、こういう状況にあるとか、今後こうしていくつもりとか、そういったところがこの3か月間不足していた。どういう形でやればいいのか個々それぞれ皆さんの考え方もあるので、そこは十分反省をしながら考えていきたいと思っています。

それから、極力突き詰めていったときに責任がどこにあるのだということになれば、それは管理監督、設置をしている町の理事者、それから施設長であるという認識はしっかりと持っているつもりです。ですから、その責任の取り方、在り方がどうなのだという事だと思っております。様々な責任の取り方というのはあるだろうと。それも私自身考えているのですけれども、まず今ある施設、そして何とか今いる方々がこれまでと同じような状況で、きたこぶしで暮らしていく。それをしっかりと改善を図らなければだめだということに取り組んでいることを先ほど事務長から取り組んでいるというご報告をさせていただきました。責任をどう取るかというところは、今ご指摘のあった部分まだまだ足りないということも感じとりながら貳又議員から出されたご意見をしっかりと受け止めていきたいと思っています。

それから、根本的なところで話された病院に対する不信感。そこは私どもの耳に入っていないということではなくて、日々何かあれば事務長を通して私に報告させていますので、十分その辺は捉えております。そこにこれまでも、聞き及ぶだけで何も対策をしていないということではありませんので、何とかその改善を図らなければならないということで施設長、院長含めて対応は図っているつもりなのですけれども、まだそこが足りないということも事実です。ただ、今ご提案があった経営改善のプロとか職員の知識、技能を指導する専門員とか、そういう人たちの目線を入れて改善を図るかどうか、そこは今ここでそうしますとか、そうしませんとかは言えませんので、1つの方法として受け止めております。全体的に言えば大きなこれまでの日々できていなかった分が、こういう虐待という非常に重い事件として出てきたことだと強く、強く受け止めて、認識をして改善を図っていかなければと思っています。

○議長（松田謙吾君） 大塩町長。

○町長（大塩英男君） 私からも一言お話をさせていただければと思います。貳又議員からごもっともなご意見、そして厳しいご意見をしっかりと私も受け止めさせていただきたいと思っ

ております。私も今回選挙ということでお話をさせていただきますと、町民の皆様、いろいろな方々とお話をさせていただく機会がございました。その中で、やはり町立病院を何とかしてほしいという声をたくさん耳にしてきました。その裏返しとして、だからということではないのですけれども、町民の皆様とのお約束で町立病院の改革を掲げさせていただいております。その中で、貳又議員からご指摘があったように、今回きたこぶしの事件が起きたときに最初感じたことは、町立の施設で町民の方を心も含めて傷つける。これはあってはならないことで、公務員の一番の原則である町民の皆さんの安心安全を守るという、公務員の大前提がまず守られていないということが、これは大問題としてこの事件を当時職員として受け止めたのですけれども、やはり基本的なことであることを病院の職員に徹底するということがまず第一歩ではないかと思っております。それが意識改革につながっていくのではないかと捉えております。ただ、一つ理解をしていただきたいのは、一生懸命前向きに研修も含めて取組を進めているということだけご理解をいただいて、まずここからスタートしなければ本当に町民の皆様信頼される施設はできないですから、一步ずつですけれども一生懸命前向きに進んでいるというご理解をいただければと思います。ほかにもいろいろ問題点があって、貳又議員からご指摘のあったものについてはちゃんと一つずつ私がリーダーとしてきちんと目配りして進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 3番、貳又聖規議員。

○3番（貳又聖規君） 3番、貳又です。町長の思いはわかりました。私は、研修等で頑張っているのはもちろん認めています。一つ大事なことは、このままではだめなのだと。今までの病院の町民への接し方はだめだったのだということをしかりと認める。今日の答弁を聞いてみると、どうしても職員を守るための答弁に聞こえるのです。きたこぶしの連帯責任とか加害者が出てこないとか、これはあくまでも町民のための施設でありますから、その原則だけお伝えしたいと思えます。答弁はよろしいです。

○議長（松田謙吾君） ほかにありませんか。

6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） 今日の全員協議会に町長自ら出席してくれて特になかったですけど、今の答弁を聞いても町長の意気込みは十分に理解しておりますので、ぜひ病院、きたこぶしについては本当に町民が安心できるような解決に向けて、先ほどの議会の中でも言っていましたけれども、リーダーシップを持っていただきたいと期待しております。

同僚議員からありましたけれども、一つだけ答弁なかったのでお聞きしておきますけど、既に退職した職員は地方公務員法における懲戒処分を行うことができないことは私も承知しております。しかし、これまで虐待した事実等の調査を行って、今後警察も調べると言っていますけれども、はっきり誰がやったとは今のところ分からないということですが、この加害者が判明した場合、退職した人に給与以外に期末手当や退職手当も出ているのです。支給しているのは事実だと思います。これは大きな問題なのだけど、この場合今後これらの責任の所在というのか、どういう処置になるのか聞いておきたいと思えます。信頼回復に向けて、るる努力して

いるのは理解しました。町長せっかく来ているので本当は建設的な議論したいのだけど、若干別な議論になりますけれども、きたこぶし、病院もそうですけど職員の中に職場環境、職員の給与等々の処遇に関して不満が出ているのです。多分、町長も認識されていると思います。声が聞こえていると思います。会計年度職員がきたこぶしに勤務する看護師数名、事務職もいるのかどうかわかりませんが、白老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に定めがない給与格付を行って、これは言葉が適切かどうかはわかりません。不適切、逸脱しているというか、そういう形で給与を支給しているようなのですけれども、これは事実なのか。その実態はどうなっているのか。2点お聞きしておきたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） 私から2点目の会計年度任用職員の給与の関係でご答弁したいと思います。前田議員から看護師の関係が出ました。この辺りのいきさつからお話をさせていただくと、元々町立病院また介護老人保健施設きたこぶしもそうなのですが、医療職員、介護職員、会計年度任用職員というのは元々臨時職員という位置づけで、賃金単価を施設、病院で設定して支給していた方々でございます。会計年度任用職員の給与の関係で、看護師ですけれども、会計年度の条例に置き換えたときに格付として、給料が高かった。要は賃金の単価が元々高かったということが1つあります。ただ、我々現場としては条例にのっとったという認識ではあったのですが、最終的には高いという部分で最近お話をいただいて、その辺りの調査も行ってございます。職種別に看護師、医療技術職また介護士それぞれおります。看護師また医療技術職の一部にそういった方がいるということで調査をしてございます。

○議長（松田謙吾君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 1点目の退職した職員の処分ということで、今お話あったように地方公務員法の規程上、通常役所で行う懲罰委員会等における処分は退職者にはできないことになってございます。ただ、先ほど来話が出ていますように、組織的な退職届を受理した状況がございますので、もし刑事事件的な取扱いが出たという場合にはどういう方法があるかということ、弁護士等々とも相談しながらどういう処分ができるかと考えていく必要があるかもしれないと認識しております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） きたこぶしに勤務している看護師等、格付を超過して、極端な言い方をすると給与条例を逸脱した支給をしているとありました。これはきたこぶしもそうなのだけど、聞くところによると同じように病院に勤務する事務職の会計年度任用職員に対しても、きたこぶしで答弁あったように条例に定めない手当を現在も支給しているのではないかという声が聞こえています。これ、実態はどうですか。これは特別会計で大きく広がっているのです。一般会計にないかどうか分かりません。非常に大きな問題なのです。そうすると、きたこぶし、病院に勤務する看護師あるいは事務職員に対して今言ったような条例に定めない給与や手当も出ているのです。これは事実であると思います。きたこぶしもそうだし病院も多分そうだと思います。該当するこの支給対象者の人数と現在支給している人と過去に支給した退職者は、実

際何人になっているのですか。

○議長（松田謙吾君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） 1点目の病院会計の事務職の給料が高いのではないかという関係でございます。対象者は会計年度任用職員と言ったのですが、民間の委託会社に勤めていた方を事務職で雇用した方です。現給補償という部分が、後で調べると給料が高かったというご指摘を受けているのは事実でございます。そこにつきましても、条例等も踏まえながらしっかり調べて精査していくということでございます。今回介護老人保健施設の関係でございます、看護師3名。これはすべて先ほどの退職された方でございます。それと、現職の管理栄養士1名で、ここが給料として高く支給しているということで、人数を押さえてございます。

○議長（松田謙吾君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 病院の所属職員でございますけれども、条例上越えている部分、2つの考え方がございまして、1つが条例第5条で既定の範囲の20号俸以上は出してもいいという規定がございます。もう1つ、会計年度任用職員の給与関係の条例第28条には、第5条を越えてもまださらに特別な理由がある場合は出せるという規定がございます。病院については第5条の該当者が5名おりまして、これは人が足りないとかいう事情があれば20号俸以内で許されるという部分で、上限額として出ている者が5名おります。看護師2名と准看護師1名、臨床検査技師1名と理学療法士2名という状況です。

問題の第28条の部分ですけれども、こちらについては会計年度任用職員11名おりまして、第28条の解釈の部分で、医師3名と看護師1名、准看護師2名、薬剤師1名と臨床検査技師1名、理学療法士2名と一般事務職が1名ということです。こちらについては条例上違反ということではないのですが、任命権者が別に定める常勤職員との均衡及びその職場の特殊性について第28条を適応する職種などを含めて、判断基準とか上限額を個別に今まで起案で対処するというものでありましたけれども、そうではなくてあらかじめ規則等でルールを定める。ルール化することが必要ということで検討して、ルールづくりを今進めているところでございます。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） 今聞いたら凄い。こんなにいるとは思っていなかったけれども、蔓延している。総務課長が答弁したということは、全庁で認識されているということですよ。人事管理とか理事者は、会計年度任用職員の第5条と第28条を持ち出しました。これ非常に解釈厳しいですよ。極端に言うと、先ほど総務課長が言った職員の職名は通常の職員の応募で採用しますよ。この人が第5条や第28条の特任事項になりますか、解釈。ここで言っているのは税理士、弁護士とか特殊なものです。なぜ、そういう拡大解釈になりますか。これだけ蔓延していたら病院やきたこぶしで働いている職員の職場環境どうなりますか。先ほど同僚議員が言ったことに結びついているのではないのですか、失礼な言い方しますけれども。これは全面的に見直すべきです。そして、この条例に定めのない解釈、拡大解釈、間違っています。そういう格付して不適切、不当。言葉選ばなければならぬから、合わない言葉であれば後で削除しますけれども、これは会計年度任用職員に対して本来給与との差額分の返還など求めるような

措置になってくるのではないですか。先ほど弁護士とか相談、改めて庁内で協議すると言っていますけれども、そういう部分。

それともう1点。総務課長、病院事務長からるる答弁ありました。この不適切な給与支給の実態については、当然会計処理の問題もありますよね。なぜこういう給与になったかという事はどこかで分かっているはずです。そういう問題を理事者はいつどのように把握しましたか。その後対応はどうなっていますか。改善するように指示をしていますか。あるいは、解決の状況はどうなりますか。これを伺っておきます。あとは質問しません。別の機会にします。

○議長（松田謙吾君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時19分

---

再開 午後 3時20分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

大塩町長。

○町長（大塩英男君） 前田議員のご質問はきちんと受け止めさせていただきます。ただ、今日は介護老人保健施設の虐待認定の案件で全員協議会を開催していただきまして、もちろんそれに関連するご質問ということは重々承知しているのですけれども、今のご質問は正直なところ私も全て把握していない部分がありまして、きちんと私が把握する必要があるということと、内部的にどういったことになっているか整理しなければいけないので、少しお時間を頂戴いたしまして私の責任において議員の皆さんにご説明する場を設けさせていただきたいということをお願いしたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） 大塩町長が出てきて、先ほど言ったことを問題認識されて、そういう意識の中で、町長も話したように今日の全員協議会で私が言った案件がもしかしたらそういう課題があるということが出るかもしれない、出なかったから言ったことと、なぜ私が今日全員協議会で言ったかという、一般質問とか予算等審査特別委員会の中でこういう質問をあまり言うべきではなくて、新しい病院をスタートさせるためにも、全員協議会の中でそういう情報を共有して問題を整理しなければいけないのです。職員が疑心暗鬼になっているのです。そういうことで、私は悪者になるかもしれませんが、あえて言わせてもらいましたので、町長の答弁でわかるように、もう一度経過を整理して、どういう措置を取って解決を図るかということ職員のためにやっていただきたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 大塩町長。

○町長（大塩英男君） 何度も言うように、私はこのきたこぶしを含めた町立病院の改革を一番の重要事項として捉えております。まさしく前田議員からご質問があったように、職員に気持ちよく働いていただかないと病院改革はできないと思っておりますので、そういった疑念があるということであれば、私はリーダーとして責任を持ってきちんと解決の道に進めていきたいと考えております。

さらに、きたこぶしの問題については、今後の施設のありようについてもきちんとした内部議論を踏まえた中で、様々なご意見を頂戴し、私自身決断をしていきたいということも考えております。これは、あくまでも病院の改革を含めてという意味合いなのですけれども、きちんと内部で整理をして答えを出していきたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。僕は病院改革をずっと言ってきました。前回は会計年度任用職員の給料のことを言っています。本気で改革するとはどういうことかということです。新しい病院をつくるのに、今白老町の町民、役場の職員、病院の職員、ここがどう変わるかということなのです。実を言えば、今日は虐待の問題だから発言しなかつもりで来たのです。だけど、今ここまで議論がされて、町長の答弁でそこまでは理解しました。一定の時間を置いて町として病院の総括をしっかりとするという意味だと思うのです。そうだとすると、一つは、今言った会計年度任用職員約20名の事務職、看護師、医師、ヘルパー、介護士までの給与実態はきちんと調査をして10年分なら10年分報告をすると。医師の手当や報酬、明確な法的な根拠のあるものはある、ないものはない、そこもきちんとする。会計決算上も。2つ目、外部医療機関との契約状況。これは正式に病院として契約しているもの。それから医師が契約をしているもの。歳入歳出状況含めて内容はどうなっているかということも10年なら10年間にわたって医師の勤務の状況や形態、報酬、勤務時間。ここまできちんと調査すべきです。いろいろなうわさが出ています。10万、40万、10万円の話をしたたくさんあります。産業医の問題もあります。そういうことをきちんとしなければだめだと。3つ目、今の虐待とパワハラです。今までも、役場の職員も含めてパワハラがあったということは何度も何度も聞いています。虐待の問題も、これはあまり言いたくなかつたのだけどいろいろあります。だけど、特定されないのはおかしいです。警察入っているわけでしょう。私の家にも来ました。本当にこれはきちんと特定して、町民が安心して入れなかつたらだめなのです。全ての部分そうなのです。

今、町長が決意を述べられました。そうであれば、会計年度任用職員以外に、契約の問題、パワハラの問題含めてきっちり今までの病院のうみを出すということ。それは、おかしな意味ではないです。そういう姿勢が町側から本来あるべきものです。ですから、僕は前回は会計年度任用職員の給与の話をしたのです。受け止められないということが私はおかしいと思います。町民のためなのです。それはどういうことかということ、内部を改革するということは、自助浄化作用がない限り改革できないのです。それは、職員含めて前院長や前々院長、前事務長や前々事務長、その前の事務長まで影響するかもしれない。だけど、そこをやらない限り新しい病院になっても同じなのです。例えば虐待の問題で言えば、なぜ特定できないかということなのです。これはどこでも調べてみてください、言われますから。特定されなかつたら、必ず同じ問題が3年なりすると起こる。私の息子も介護職場にいました。はっきりそう言いますから。ですから、町の受け止め方なのです。そこをきっちり受け止めて、ごちゃごちゃ言わないから自助浄化作用できちんとかういうことを議会に報告する、町民にも報告する。謝るのはそういうときに謝るのです。間違いはあるのだから、それ以外はいいのです。これは町民との関わりで

一番大切な部分なのです。そういう姿勢で臨まなかったら病院の改革はできないと思うのです。ここまで話が来ましたから、町長がそのような姿勢で行くのなら町長は全てのことをきちんとやる、議会に報告をする。特別委員会をつくるならつくるところまで考えてください。

○議長（松田謙吾君） 大塩町長。

○町長（大塩英男君） 大淵議員からご意見を頂戴しました。約束は守ります。やらせていただきます。ただ、特別委員会をつくるかどうかという部分はまた別問題かと思えますけれども、私の発言でうみを出すという言い方がいいか悪いかですけれども、ちゃんとうみを出すことで改革しなければ前に進まないです。前に進むためにいろいろと調べるとできることできないことあるかもしれません。ただ、今のように総体的にお前やるのかと問われれば私はやります。きちんとご説明する場を設けることで、前田議員にもお話ししましたとおり約束をしますので、きちんと説明の場を設けさせていただきます。

○議長（松田謙吾君） ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

それでは、ご意見等はございますか。ある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） これをもって、老健施設虐待認定案件の経過報告についての協議を終了いたします。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（松田謙吾君） 以上をもって、本日の全員協議会を閉会いたします。

（午後 3時30分）